

鳥取市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第1号

鳥取市監査委員条例等の一部を改正する条例

(鳥取市監査委員条例の一部改正)

第1条 鳥取市監査委員条例(昭和39年鳥取市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(鳥取市下水道等事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取市下水道等事業の設置等に関する条例(平成23年鳥取市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年鳥取市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。